

定款の一部変更について

平成 29 年 1 月 17 日
一般社団法人 金融先物取引業協会

1. 変更の目的

会員の処分等について、定款の規定の明確化及び処分事務の適正化を図るため、定款を一部変更することとします。

2. 方法等

定款の一部変更

3. 変更案の説明

(1) 変更案

別添の資料をご覧ください。

(2) 説明

① 第 18 条（資格の喪失）

第 18 条は、会員の資格の喪失事由について規定していますが、同条第 2 項第 1 号において引用している法第 29 条の 4 第 1 項は、金商業者の登録の拒否要件であって、法改正により、実態的に会員の資格喪失事由に適さない要件が含まれていることから、要件を各号列記することで規定を整理します。

また、第 18 条第 1 項に各号列記をしたため、第 2 項の規定については削除します。

第 18 条の変更に伴い、第 12 条及び第 22 条については引用条項を変更します。

② 第 19 条（会員の処分）

第 1 項から第 6 項は、会員の処分について規定を明確化するため、現在同条第 1 項に規定されている、弁明の手続き、処分の種類、過怠金額の上限及び会員の権利の停止又は制限の期間の上限を、それぞれ項目毎に規定します。

第 3 項の過怠金の賦課については、現在上限額を 1 億円としていますが、原則は上限を 1 億円とし、信用を著しく失墜させたと認められるような事案が発生した際には、他協会と同様に上限 5 億円の過怠金を賦課することができる旨の規定に変更します。

第 4 項には、「不当な利得相当額」を過怠金の上限額に付加することができる旨を規定します。

第 9 項には、会員処分の手続の一環として、他協会の例も踏まえ、不服申立制度を規定します。

第 10 項には、会員の処分手続きについて、明確な規定がなかったため、今回、「会員に対する処分等に係る手続に関する規則」を制定する旨を規定します。

同条の変更に伴い、第 25 条第 2 項(1)の会員の除名の引用条項を変更します。

③ 第 31 条（役員を選任）

第 1 項から第 4 項までに規定されている「総会」について、本協会は定期的（年度末：3 月末）に「臨時総会」を開催していることから、「通常総会」と限定して規定します。

第 1 項及び第 3 項については、一般社団・財団法人法において、理事の任期は、通常 2 年と規定されていますが、「定款で任期を短縮することを妨げない」となっており、本協会においては、理事の任期を 1 年に短縮して規定しているところから、「～のうち最終のものに関する」を「～に関する」と変更します。

第 3 項及び第 4 項については補欠・増員の場合の任期について明確化するため規定を整理します。第 6 項については、用語を「選任」に統一します。

④ 第 7 章（顧問、委員会、あっせん委員及び事務局）

第 7 章の見出しを変更する。

⑤ 第 7 章の 2（不服審査会）

第 7 章の 2 及び第 41 条の 2 を新設し、会員からの不服申立に関する審査を行うための機関として、不服審査会を設ける旨を規定します。不服審査会の構成及び運営等に関する必要事項については、「不服審査会規則」を制定します。

4. 金融先物取引業務マニュアルへの追加等

特になし

5. 審議等の過程、今後の日程感等

年月日	内 容	備 考
平成 28 年 12 月 21 日	業務部会	業務部会付議案の審議
平成 29 年 1 月 17 日	パブリックコメントの募集	2 月 13 日迄 6. を参照
平成 29 年 3 月 13 日	理事会（書面）	理事会付議案の審議
平成 29 年 3 月 28 日	臨時総会	変更案の決定 施行日は、平成 29 年 6 月 23 日となります。

6. 意見等の募集について

本変更案についてのパブリックコメント手続きを次のとおり実施することと致したい。

(1) 公表資料及び公表方法

一般ホームページに掲載します。

(2) 意見等の募集期間

平成 29 年 1 月 17 日から平成 29 年 2 月 13 日

(3) 意見等の提出方法

郵送又は電子メール

(宛先)

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-3-1 NBF小川町ビルディング
一般社団法人 金融先物取引業協会 パブリックコメント係 宛

E-mail : public_comments_ffaj@ffaj.or.jp

(4) 意見等の処理等

- ① 意見等の提出を受けた場合、事務局において当該意見等に対する回答案を作成し、また必要に応じて当該意見等を踏まえて定款変更案について修正します。
- ② ①の回答案及び修正した定款変更案について、当該修正が当初案の趣旨を変更するものでない場合には業務部会長の了承を得て理事会へ付議し、当該修正が当初案の趣旨を変更するものである場合又は業務部会長が必要と認める場合には、当該修正した定款変更案について業務部会に了解を得た上で、理事会に付議するものとします。

(5) 定款変更の内容の公表

臨時総会で定款変更が決定した後、一般ホームページにおいて意見等に対する回答等とともに公表します。

7. 施行後の取組状況の確認等

特になし

8. その他留意事項

特になし

以 上